

イギリスにおける Lower Socio-Economic Groups (LSEG) を対象としたスポーツ政策に関する研究

– Sporting Future, Towards an Active Nation 及び Uniting the Movement の検証並びに日本との比較を中心として –

中谷 桐子 (筑波大学)

1. 目的

イギリスの社会経済的に恵まれていない人々に対するスポーツ政策を検討し、日本の政策と比較考察して、政策提言を行うことを目的とする。

2. 研究方法

対象者は、社会経済的に恵まれていない人々、また、自ら所得を得ることが難しい子ども・若者とし、調査方法は、一次資料を用いて調査する。

分析方法は、イギリスのスポーツ政策の歴史的展開、イギリスのスポーツ政策の評価、日本とイギリスの主な政策の比較とする。

3. 結果と考察

1) イギリスのスポーツ政策の展開

イギリスのスポーツ政策は、政策対象手段が、すべての国民からエリートスポーツ・非活動的な人々、社会的弱者へと変化していた。スポーツ政策の目的では、スポーツ振興や能力のあるスポーツ競技者を育てて多くのメダルを獲得することから、スポーツを行うことで得られる効果や幸福を享受することへと変化していた。

LSEG に対する政策が生まれた理由は、非活動的な人々がスポーツを行うことで、国民・国家に多大な利益があることが証明されているからであると考えられる。

2) イギリスのスポーツ政策の評価

スポーツ実施率が低い LSEG に対する政策や取り組みが行われているものの、LSEG のスポーツ実施率に変化は見られていない。

3) 日本とイギリスの比較

貧困な家庭の子どもに対する政策では、日本では、教育の支援を中心としていたのに対し、イギリスでは子どもが豊かに暮らせるための支援を行っていた。スポーツ政策では、両国と

もに非活動的な人々に対する政策が行われていたものの、日本はスポーツ人口を増やすこと、イギリスはスポーツ人口を増やすことで得られる効果を増やすことがそれぞれの目的であり、政策目的は異なっていた。また、日本では社会経済的に恵まれていない人々のスポーツ実施率や、これらの人々がスポーツを行うことで得られる効果の調査が不足していた。スポーツ参加権の法的な違いとしては、日本では直接的にスポーツ参加権を保障したものは存在しなかったのに対し、イギリスでは EU の憲章によってスポーツ参加権が保障されていた。

比較から、日本で社会経済的に恵まれていない人々に対するスポーツ政策が講じられていない理由は、スポーツ参加権が保障されていないこと、競争社会により弱者に対する支援が最低限の支援であり、豊かに生活するための支援が不足していることが考えられる。

4. 結論

以上のことから①スポーツ参加権の法律としての保障、②社会経済的に恵まれていない人々に対して、生活を豊かにするための支援の検討、③社会経済的に恵まれていない人々に対するスポーツ実施率の調査、④社会経済的に恵まれていない人々がスポーツを行うことで得られる効果についての調査、⑤国民・国家がスポーツの効果を最大限享受できる政策理念の再検討の 5 つを提言する。

5. 主な参考文献

- 1) Cabinet Office(2015), Sporting Future: A New Strategy for an Active Nation, p1-84.
- 2) 笹川スポーツ財団, スポーツ白書, 笹川スポーツ財団, p24-135